　　　鬼北町生活道路の原材料補助金交付要綱

令和4年3月25日

告示第31号

　（趣旨）

第１条　この告示は、地域の生活道路の整備を図り、もって地域の生活環境の整備及び住民の福祉向上に寄与するため、町が予算の範囲内において、生活道路を整備する者に対し鬼北町生活道路の原材料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鬼北町補助金交付規則（平成17年鬼北町規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この告示において生活道路とは、次に掲げるもので、公共性が高く、かつ、整備する必要があるものをいう。

　(1)　道路法(昭和27年法律第180号)第３条に規定する道路でないこと。

　(2)　道路区間内に現に居住している人家又は公益施設があり、幅員が２メートル以上、延長が30メートル以上で車両の通行が可能なもの

　(3)　その他町長が公共性が高いと認めたもの

２　この告示において原材料とは、次に掲げるものをいう。

　(1)　改良、舗装工事等に要するもの（生コンクリート、アスファルト合材、切込砕石等）

　(2)　排水施設の改良補修工事に要するもの（U字溝、ヒューム管、側溝フタ等）

　(3)　その他生活道路等の機能回復のための材料

　(補助基準)

第３条　補助金の交付基準は次のとおりとする。

　(1)　国、県又は町の補助事業に採択されないものであること。

　(2)　受益者が施工を行うものであること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、生活道路の整備に係る原材料に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の65％を超えない額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超えるときは20万円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするものは、鬼北町生活道路の原材料補助金交付（新規・変更）申請書(様式第１号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　工事内訳見積書の写し

　(2)　工事現場の位置図

　(3)　工事現場の現況写真

(4)　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により、補助金の交付の適否を決定したときは、鬼北町生活道路の原材料補助金交付決定（変更・中止・廃止・却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める場合は、指示又は条件を付することができる。

　(事業の実施)

第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、担当課と合議の上、速やかに事業を実施しなければならない。

　（補助事業の変更等）

第８条　補助対象者は、第５条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、第５条に掲げる書類を、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、鬼北町生活道路の原材料補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

　(1)　工事内訳変更見積書の写し

　(2)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、変更の適否を決定し、鬼北町生活道路の原材料補助金交付決定（変更・中止・廃止・却下）通知書により補助対象者に通知するものとする。

３　補助事業の変更により補助金の額に変更がない場合は、前２項の規定にかかわらず、当該変更の決定の通知を省略するものとする。

　（事業完了実績報告）

第９条　補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに、鬼北町生活道路の原材料補助金交付請求書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

　(1)　工事完了実績報告書（様式第５号）

　(2)　舗装業者等の請求書及び領収書

　(3)　工事中及び完成写真

　(4)　その他町長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定及び交付）

第10条　町長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、当該報告に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、補助金の額を確定し、交付するものとする。

　（補助金の返還）

第11条　町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

　（その他）

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

　（鬼北町生活道路の原材料支給要綱の廃止）

２　鬼北町生活道路の原材料支給要綱（平成28年3月30日鬼北町告示第28号）は、廃止する。

様式第１号(第５条関係)

鬼北町生活道路の原材料補助金交付（新規・変更）申請書

　　年　　月　　日

　　鬼北町長　　　　　　　　　様

区　　長　氏名　　　　　　　　　　㊞

受益者　代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

氏名　　　　　　　　　　㊞

　鬼北町生活道路の原材料補助金の交付を受けたいので、鬼北町生活道路の原材料補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体 |  |
| 事業実施場所 |  |
| 受益者氏名 |  |
|  |
|  |
| 事業内容 |  |
| 原材料 |  |
| 実施予定年月日 |  |
| 添付書類 | (1)　工事内訳見積書の写し  　(2)　工事現場の位置図  　(3)　工事現場の現況写真  (4)　その他町長が必要と認める書類 |

様式第２号（第６条、第８条関係）

鬼北町生活道路の原材料補助金交付決定（変更・中止・廃止・却下）通知書

　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

鬼北町長　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで申請のあった鬼北町生活道路の原材料補助金の交付については、次のとおり決定（変更・中止・廃止・却下）したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　交付決定金額 | 円 |
| ３　交付の条件及び指示 | (1)　この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。  (2)　この補助事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。  (3)　鬼北町生活道路の原材料補助金交付要綱第11条に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部の返還を命じることがあります。 |

（変更・中止・廃止・却下の場合、その理由）

様式第３号（第８条関係）

鬼北町生活道路の原材料補助金交付変更（中止・廃止）申請書

区　　長　氏名　　　　　　　　　　㊞

受益者　代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

氏名　　　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日付け　　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり内容等を変更（中止・廃止）したいので、鬼北町生活道路の原材料補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 補助金 | 円 | 円 |

計画変更の事項と理由

添付書類

　(1)　工事内訳変更見積書の写し

　(2)　その他町長が必要と認める書類

様式第４号（第９条関係）

鬼北町生活道路の原材料補助金交付請求書

　￥

ただし、　　　年度　鬼北町生活道路の原材料補助金として

　上記のとおり、鬼北町生活道路の原材料補助金交付要綱第９条第４項の規定により請求します。

年　　月　　日

鬼北町長　　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | 銀行　　　　　　　　　支店  　　　　　　　　農協　　　　　　　　　支所 | | | | | | | | | |
| 預金種別 | 口座  種別 | 普通　当座 | | | | (フリガナ)  口座名義人 | | | | |
| 口座番号 |  |  |  |  | |  |  |  | 左詰めで  記入願います。 |

様式第５号(第９条関係)

工事完了実績報告書

　　年　　月　　日

　　鬼北町長　　　　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　㊞

　　　年　　月　　日付け　　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた事業について、鬼北町生活道路の原材料補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

添付書類

　(1)　舗装業者等の請求書及び領収書

　(2)　工事中及び完成写真

　(3)　その他町長が必要と認める書類